

令和5年10月24日

東葛中部地区総合開発事務組合議会
令和5年第2回定例会会議録

東葛中部地区総合開発事務組合議会

東葛中部地区総合開発事務組合議会
令和5年第2回定例会会議録

目 次

○開	会	2
○副議長選挙		4
○副管理者選挙		5
○会期の決定		6
○会議録署名議員の指名		6
○議案第1号		7
○議案第2号		7
○議案第3号		7
○議案第4号		8
○一般報告		9
○一般質問		9
○閉	会	9
○署	名	1 1

東葛中部地区総合開発事務組合議会
令和5年第2回定例会会議録



令和5年10月24日（火）午後4時00分開議

議事日程

- 日程第 1 副議長選挙
日程第 2 副管理者選挙
日程第 3 会期の決定
日程第 4 会議録署名議員の指名
日程第 5 議案第1号 専決処分について（東葛中部地区総合開発事務組合議会個人情報保護条例の制定）
日程第 6 議案第2号 令和4年度東葛中部地区総合開発事務組合歳入歳出決算の認定について
日程第 7 議案第3号 令和5年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正予算について
日程第 8 議案第4号 東葛中部地区総合開発事務組合監査委員の選任について
日程第 9 一般報告
日程第10 一般質問

本日の会議に付した事件

なし

出席議員（6名）

1番 井崎 義治 君 3番 加藤 雅美 君
5番 星野 順一郎 君 6番 甲斐 俊光 君

欠席議員

2番 坂巻 儀一 君 4番 円谷 憲人 君

説明のため議場へ出席した者

管理者 太田 和美 君 代表監査委員 山崎 直人 君
会計管理者 荒巻 幸男 君 事務局長 荒井 真実 君
次長兼場長 佐藤 栄一 君 主管者 保木 純 君
主管者 伊藤 紀幸 君 主管者 高見澤 隆 君
総務課長 秋元 敏男 君 周辺整備室長 片桐 司 君

職務のため議場へ出席した者

総務課主幹 吉 澤 誠 君

○

午後 4 時 0 0 分開会

○議長（甲斐俊光君） ただ今から、東葛中部地区総合開発事務組合議会、令和 5 年第 2 回定例会を開会いたします。

○

午後 4 時 0 0 分開議

○議長（甲斐俊光君） 直ちに会議を開きます。

○議長（甲斐俊光君） まずはじめに、定例会招集の挨拶並びに事業報告を求めます。

太田和美管理者。

○管理者（太田和美君） 本日、ここに東葛中部地区総合開発事務組合議会令和 5 年第 2 回定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御出席を賜り、誠にありがとうございます。

既に皆様御承知のとおり、本年 4 月 2 3 日に行われました流山市長選挙におきまして、井崎義治さんが当選されました。

また、5 月 2 5 日開催の流山市議会令和 5 年第 1 回臨時会におきまして、坂巻儀一さんが、議長に就任されました。

また、9 月 8 日開催の柏市議会令和 5 年第 3 回定例会におきまして、円谷憲人さんが、議長に就任されました。

心からお祝い申し上げ、市政発展のため今後の御活躍をお祈りいたしますとともに、本組合の運営につきましても御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今定例会の開会に当たり、前定例会以降における組合の主要事業の進捗状況につきまして御報告いたします。

初めに、ウイングホール柏斎場でございます。

火葬需要の増加への対応としまして、これまで斎場の管理運営において様々な工夫に努めてまいりましたが、大変多くの日数をいただいている現状であり、喫緊の課題となっています。

故人の尊厳を守り、穏やかなお別れを迎えたいという想いは市民共通であることから、本年の冬は、待ち日数の短縮に向けた対応が不可欠であると認識し、既に本施設を抱える地元に対して火葬件数や開場日の増加について、具体的な対策の説明を重ねております。

今後も、この喫緊の課題について、必要な取り組みを進めてまいります。

続きまして、みどり園改築等 P F I 事業でございます。

指定管理者大久保学園が実施する維持管理業務及び運営事業については、昨年度の実績について令和 4 年度年間モニタリングを 7 月 1 2 日に実施し、履行状況とサービスの質の確認を行いました。

その結果、事務組合としての評価は、おおむね良好であるとの判断をいたしました。

今後、みどり園指定管理者審査会を 1 1 月 1 7 日に開催し、年間モニタリングの内容評価を審査していただく予定です。

引き続き、定期モニタリングを実施し、みどり園の管理・運営体制につきまして万全を期し、利用者及び保護者の皆様が安心して、安全に過ごしていただけるよう、さらに監視体制の充実に努めてまいります。

次に、令和 4 年度一般会計決算についてです。

歳入につきましては、前年度比 2 0 . 4 9 % 減の 7 億 3 , 8 1 2 万円、歳出は、前年度比 1 7 . 4 3 % 減の 6 億 5 , 4 6 5 万 9 千円となりました。実質収支額は、前年度比 3 , 5 2 8 万円増の 8 , 3 4 6 万円となりました。

なお、その内の 4 , 2 0 0 万円を財政調整基金への積立てとし、今後の施設整備計画を含めた財政計画等に有効活用を図ってまいります。

最後になりましたが、本日は、専決処分、決算の認定、補正予算及び監査委員選任の 4 議案について、御審議いただく予定となっております。

議員各位におかれましては、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶並びに事業報告といたします。

○議長（甲斐俊光君）　ここで御紹介をいたします。

去る令和 5 年 4 月 2 3 日に行われた、流山市長選挙におきまして、井崎義治議員が当選されました。

また、令和 5 年 5 月 2 5 日に行われた、流山市議会令和 5 年第 1 回臨時会におきまして、議長選挙が行われ、坂巻儀一議員が当選されました。

また、令和 5 年 9 月 8 日に行われた、柏市議会令和 5 年第 3 回定例会におきまして、議長選挙が行われ、円谷憲人議員が当選されました。

組合規約第 5 条第 2 項の規定により、出席しておられますので、御紹介をいたします。

○議長（甲斐俊光君）　井崎義治議員の挨拶を許します。

〔1 番議員　井崎義治君挨拶〕

○1 番議員（井崎義治君）　どうぞ引き続きよろしくようお願い申し上げます。

○議長（甲斐俊光君）　坂巻儀一議員及び円谷憲人議員につきましては、所用のため本日は欠席しております。

○議長（甲斐俊光君） 日程に入るに先立ち報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による説明員の出席要求に対し、当局より説明員の職及び氏名の通知がありました。

また、監査委員から令和4年12月分から令和5年6月分に関する例月現金出納検査の結果報告及び令和4年度定期監査の結果報告がありました。

いずれも各位の御手元に配付の印刷物により、御了承願います。

以上で報告を終わります。

○議長（甲斐俊光君） 日程に入ります。

○議長（甲斐俊光君） 日程第1、副議長選挙を議題に供します。

副議長が組合規約第6条第2項第2号の規定により、令和5年8月31日をもって副議長の職でなくなったので、会議規則第9条の規定により選挙を行います。

会議規則第10条の規定により、選挙の方法についてお諮りいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり。〕

○3番議員（加藤雅美君） 議長。

○議長（甲斐俊光君） 加藤雅美議員。

○3番議員（加藤雅美君） 副議長選挙の方法につきましては、慣例によりまして、指名推選の方法にいたしたいと思っておりますので、お諮りをお願いいたします。

○議長（甲斐俊光君） お諮りいたします。

ただいま加藤雅美議員から、指名推選の方法によるという発言がありました。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（甲斐俊光君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙は指名推選による方法と決しました。

お諮りいたします。

加藤雅美議員を、副議長の指名推選者にいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（甲斐俊光君） 御異議なしと認めます。

よって、加藤雅美議員において指名することに決しました。

加藤雅美議員。

○3番議員（加藤雅美君） 副議長には、流山市議会議長の坂巻儀一議員を指名推選いたしたいと思っておりますので、お諮りをお願いいたします。

○議長（甲斐俊光君） お諮りいたします。

副議長には、加藤雅美議員において指名推選のありました、流山市議会議長の坂巻儀一議員ということでございますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（甲斐俊光君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名推選のありました、流山市議会議長の坂巻儀一議員が副議長に当選しました。

ただいま、副議長に当選した坂巻儀一議員には、後日、会議規則第11条第2項の規定による当選の告知をいたします。

○

○議長（甲斐俊光君） 日程第2、副管理者選挙を議題に供します。

副管理者が組合規約第8条第1項の規定により、令和5年5月5日をもって副管理者の職でなくなったので、副管理者が空席となっております。

組合規約第7条第2項の規定により選挙を行います。

会議規則第10条の規定により、選挙の方法についてお諮りいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり。〕

○1番議員（井崎義治君） 議長。

○議長（甲斐俊光君） 井崎義治議員。

○1番議員（井崎義治君） 副管理者選挙の方法につきましては、慣例によりまして、指名推選の方法にいたしたいと思っておりますので、お諮りをお願いいたします。

○議長（甲斐俊光君） お諮りいたします。

ただいま井崎義治議員から、指名推選の方法によるという発言がございました。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（甲斐俊光君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙は指名推選による方法と決しました。

お諮りいたします。

井崎義治議員を、副管理者の指名推選者にいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（甲斐俊光君） 御異議なしと認めます。

よって、井崎義治議員において指名することに決しました。

井崎義治議員。

○1番議員（井崎義治君） 副管理者には、我孫子市長の星野順一郎議員を指名推選いたしたいと思っておりますので、お諮りをお願いいたします。

○議長（甲斐俊光君） お諮りいたします。

副管理者には、井崎義治議員において指名推選のありました、我孫子市長の星野順一郎議員ということでございますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（甲斐俊光君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名推選のありました、我孫子市長であります、星野順一郎議員が副管理者に当選されました。

ただいま副管理者に当選されました、星野順一郎議員が場内におられますので、本席から会議規則第11条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副管理者に当選されました、星野順一郎議員の挨拶を許します。

〔副管理者 星野順一郎君挨拶〕

○副管理者（星野順一郎君） 太田管理者を支えながら、精いっぱい頑張ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐俊光君） 暫時休憩いたします。

午後4時10分休憩

○

午後4時11分再開

○議長（甲斐俊光君） 会議を再開いたします。

○

○議長（甲斐俊光君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は会議規則第4条第1項の規定により、本日1日と定めたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（甲斐俊光君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決まりました。

○

○議長（甲斐俊光君） 日程第4、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第19条の規定により、議長において、井崎義治議員及び加藤雅美議員を指名いたします。

○

○議長（甲斐俊光君） 日程第5、議案を上程いたします。
議案第1号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（甲斐俊光君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（荒井真実君） はい。

議案第1号につきましては、御手元に配付してあります、事務局議案説明書の1ページのとおりでございます。

○議長（甲斐俊光君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。
発言を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（甲斐俊光君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第1号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（甲斐俊光君） 挙手全員でございます。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

○

○議長（甲斐俊光君） 日程第6、議案第2号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（甲斐俊光君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（荒井真実君） はい。

議案第2号につきましては、御手元に配付してあります、事務局議案説明書の2ページのとおりでございます。

○議長（甲斐俊光君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。
発言を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（甲斐俊光君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第2号を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（甲斐俊光君） 挙手全員でございます。

よって、議案第2号は原案のとおり認定されました。

○

○議長（甲斐俊光君） 日程第7、議案第3号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（甲斐俊光君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（荒井真実君） はい。

議案第3号につきましては、御手元に配付してあります、事務局議案説明書の5ページのとおりでございます。

○議長（甲斐俊光君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（甲斐俊光君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（甲斐俊光君） 挙手全員でございます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（甲斐俊光君） 日程第8、議案第4号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（甲斐俊光君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（荒井真実君） はい。

議案及び議案資料の43ページを御覧ください。

議案第4号は、東葛中部地区総合開発事務組合監査委員の選任になります。

東葛中部地区総合開発事務組合同約第10条第2項の規定により、組合議員から選任される監査委員の同意を得ようとするものでございます。

同じ議案資料の44ページを御覧ください。

選任を予定しております方は、柏市議会議長であります、円谷憲人議員でございます。

何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（甲斐俊光君） 議案第4号につきましては、人事案件でございますので、質疑・討論を省略して採決を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（甲斐俊光君） ないものと認めます。

よって、議案第4号を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（甲斐俊光君） 挙手全員でございます。

よって、議案第4号は原案のとおり同意されました。

○

○議長（甲斐俊光君） 日程第9、一般報告を行います。

お諮りいたします。

一般報告につきましては、別紙印刷物をもって省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（甲斐俊光君） 御異議なしと認めます。

よって、一般報告は別紙印刷物をもって省略いたします。

○議長（甲斐俊光君） 日程第10、一般質問を行います。

質問を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（甲斐俊光君） ないものと認めます。

よって、一般質問を終結いたします。

○議長（甲斐俊光君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件等は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、東葛中部地区総合開発事務組合議会令和5年第2回定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後4時19分閉会

会議規則第19条の規定により下記に署名する。

令和5年11月28日

議会議長 甲斐俊光

議会議員 井崎義治

議会議員 加藤雅美

資料

令和5年10月24日

東葛中部地区総合開発事務組合
令和5年第2回定例会
議案

議案第1号～議案第4号

東葛中部地区総合開発事務組合

専決処分について

地方自治法第292条において準用する第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年10月24日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 太田和美

提案理由

個人の権利利益を保護するため、東葛中部地区総合開発事務組合議会個人情報法保護条例を制定したので提案する。

専決処分書

地方自治法第292条の規定において準用する同法第179条第1項の規定により，次のとおり専決処分する。

令和5年 3月30日

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 太田和美

東葛中部地区総合開発事務組合議会個人情報保護条例
の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合議会個人情報保護条例を次のとおり制定する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第6号

東葛中部地区総合開発事務組合議会個人情報保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条－第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示，訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条－第30条）
 - 第2節 訂正（第31条－第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条－第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条－第46条）
- 第5章 雑則（第47条－第53条）
- 第6章 罰則（第54条－第58条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は，東葛中部地区総合開発事務組合議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに，議会が保有する個人情報の開示，訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより，議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ，個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは，生存する個人に関する情報であつて，次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等（文書，図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式，磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され，若しくは記録され，又は音声，動作その

他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、東葛中部地区総合開発事務組合情報公開条例（平成15年東葛中部地区総合開発事務組合条例第5号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を

含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置

き換えることを含む。) 。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講じるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報 の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報 の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第54条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報 の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報 に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保

有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 管理者，監査委員，他の地方公共団体の機関，他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人，個人情報保護法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において，保有個人情報の提供を受ける者が，法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し，かつ，当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか，専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき，本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき，その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は，保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は，個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは，保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会内部における利用を議会の事務局の特定の課又は職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は，利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき，保有個人情報を提供する場合において，必要があると認めるときは，保有個人情報の提供を受ける者に対し，提供に係る個人情報について，その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し，又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は，第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において，必要があると認めるときは，当該第三者に対し，提供に係る個人関連情報について，その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し，又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を

講じることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに個人情報保護法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記

述等若しくは個人識別符号若しくは個人情報保護法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる事務局の課の名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的

(4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）

(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

(9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は，次に掲げる個人情報ファイルについては，適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって，専らその人事，議員報酬，給与又は報酬，福利厚生に関する事項その他これらに準じる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって，送付又は連絡の相手方の氏名，住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し，又は取得する個人情報ファイルであって，記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準じるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって，その利用目的，記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準じるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず，議長は，記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し，又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより，利用目的に係る事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める

ときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称
その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、議長が定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有

個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き，開示請求者に対し，当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては，当該本人をいう。次号及び第3号，次条第2項並びに第27条第1項において同じ。

）の生命，健康，生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより，開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが，開示することにより，なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし，次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ，又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。），独立行政法人等の役員及び職員，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において，当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて，次に掲げるもの。ただし，人の

生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて，開示しないとの条件で任意に提供されたものであって，法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，開示することにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって，開示することにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において，犯罪の予防，鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，国，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に

支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等，地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第 2 1 条 議長は，開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において，不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは，開示請求者に対し，当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において，当該情報のうち，氏名，生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより，開示しても，開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは，当該部分を除いた部分は，同号の情報に含まれないものとみなして，前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第 2 2 条 議長は，開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても，個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは，開示請求者に対し，当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第 2 3 条 開示請求に対し，当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで，不開示情報を開示することとなるときは，議長は，当該保有個人情報の存否を明らかにしないで，当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第 2 4 条 議長は，開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは，その旨の決定をし，開示請求者に対し，その旨，開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし，第 5 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的について

は、この限りでない。

- 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内に行ななければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定

等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生じるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料)

第30条 保有個人情報の開示請求に係る手数料は、徴収しない。

2 開示決定に基づく保有個人情報の開示に係る文書又は図画の写しの交付を受ける者は、議長が定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

3 開示決定に基づく保有個人情報の開示に係る電磁的記録の開示を受ける者は、当該電磁的記録の種別に応じ、議長が定める開示の実施の方法ごとに議長が定める額の当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、

当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手續）

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のい

ずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、それぞれ当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。
（利用停止請求の手續）

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」

という。) に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面

により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等，訂正決定等，利用停止決定等又は開示請求，訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については，行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は，適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等，訂正決定等，利用停止決定等又は開示請求，訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは，議長は，次の各号のいずれかに該当する場合を除き，東葛中部地区総合開発事務組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年東葛中部地区総合開発事務組合条例第3号）第1条に規定する東葛中部地区総合開発事務組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり，却下する場合
- (2) 裁決で，審査請求の全部を認容し，当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で，審査請求の全部を認容し，当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で，審査請求の全部を認容し，当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 議長は，前項の規定により諮問したときは，次に掲げる者に対し，諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者，訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第46条 第27条第3項の規定は，次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し，又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し，当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち，まだ分類その他の整理が行われていないもので，同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは，第4章（第4節を除く。）の規定の適用については，議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は，開示請求，訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう，保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は，議会における個人情報，仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審査会への諮問）

第50条 議長は，個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的

な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(保有特定個人情報の利用及び利用停止請求の特例)

第51条 保有特定個人情報に関しては、第12条第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、他の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項各号列記以外の部分	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第51条の規定により読み替えて適用する第12条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条

		の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（施行の状況の公表）

第52条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第53条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第57条 前3条の規定は、本組合を組織する地方公共団体の区域

外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第58条 偽りその他不正の手段により，開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は，5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，令和5年4月1日から施行する。
(東葛中部地区総合開発事務組合情報公開条例の一部改正)
- 2 情報公開条例の一部を次のように改正する。
第2条第2項ただし書を次のように改め，同項各号を削る。
ただし，官報，公報，新聞，雑誌，書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。
第17条に次の1項を加える。
4 前項の規定は，自己を本人とする保有個人情報（東葛中部地区総合開発事務組合議会個人情報保護条例（令和5年東葛中部地区総合開発事務組合条例第6号）第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）の当該本人からの開示請求について準用する。
(東葛中部地区総合開発事務組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)
- 3 東葛中部地区総合開発事務組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「同条第1項」の次に「及び東葛中部地区総合開発事務組合議会個人情報保護条例（令和5年東葛中部地区総合開発事務組合条例第6号）第45条第1項」を加え，同条第3号を第4号とし，同条第2号中「前号」を「前2号」に改め，「個人情報保護実施機関」の次に「（第2号に規定する組合の機関及び組合議会をいう。以下同じ。）」を加え，同号を第3号とし，第1号の次に次の1号を加える。
(2) 東葛中部地区総合開発事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年東葛中部地区総合開発事務組合条例第1号）第3条第1項に規定する組合の機関による同条例第9条の規定による諮問及び組合議会による東葛中部地区総合開発事務組

合議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ個人情報保護制度について調査審議すること。

第6条第4項中「第2条第2号」の次に「及び第3号」を加える。

第7条第1項前段中「第78条第1項第4号」の次に「及び東葛中部地区総合開発事務組合議会個人情報保護条例第20条第5号ア」を、「第94条第1項」の次に「及び同条例第35条第1項」を、「第102条第1項」の次に「及び同条例第42条第1項」を、「第127条」の次に「及び東葛中部地区総合開発事務組合議会個人情報保護条例第48条」を、「第60条第1項」の次に「及び東葛中部地区総合開発事務組合議会個人情報保護条例第2条第4項」を加える。

第12条中「第3号」を「第4号」に改める。

令和 4 年度東葛中部地区総合開発事務組合歳入歳出決算
の認定について

令和 4 年度東葛中部地区総合開発事務組合歳入歳出決算について、
監査委員の意見を付して次のとおり認定を求める。

令和 5 年 1 0 月 2 4 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 太 田 和 美

令和4年度東葛中部地区総合開発事務組合歳入歳出決算書（別冊）

令和5年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正
予算について

令和5年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正予算を次
のとおり定める。

令和 5年10月24日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 太田和美

令和5年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正
予算（第1号）

令和5年度東葛中部地区総合開発事務組合の一般会計補正予算
（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,460千円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ804,32
4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」
による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		3	41,460	41,463
	1 繰越金	3	41,460	41,463
歳入合計		762,864	41,460	804,324

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		54,047	13,306	67,353
	1 総務管理費	53,990	13,306	67,296
4 衛生費		515,489	28,154	543,643
	1 保健衛生費	515,489	28,154	543,643
歳出合計		762,864	41,460	804,324

議案第4号

東葛中部地区総合開発事務組合監査委員の選任について

次の者を東葛中部地区総合開発事務組合監査委員に選任したいから、その同意を求める。

令和5年10月24日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 太田和美

提案理由

東葛中部地区総合開発事務組合同規約第10条第2項の規定により、議会の同意を得るため提案する。

1 氏名 円谷 憲人（柏市議会議長）